

STOP!

消費者団体訴訟制度シンポジウム

消費者被害

～消費者団体訴訟制度ってなんやねん?～

平成25年3月14日(木曜)

■時間

開場13時30分 / 開始14時～16時

■場所

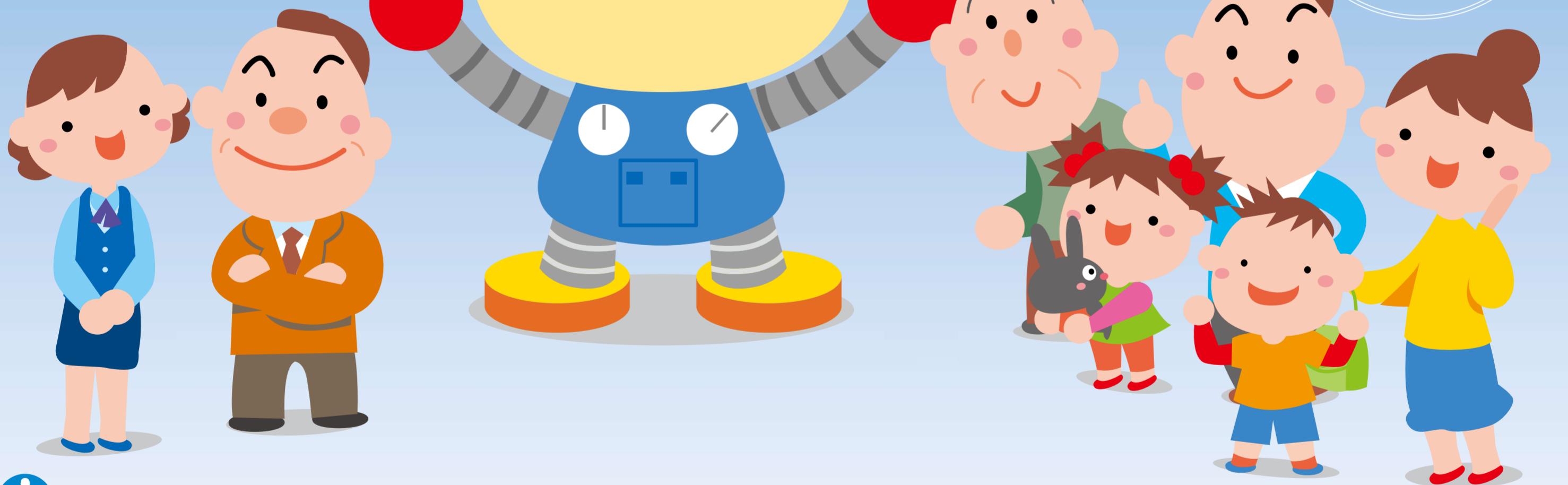
新大阪丸ビル別館 ※下の地図をご覧ください。

■主なプログラム

- ・適格消費者団体差止請求活動報告
- ・落語(林家染二)
- ・パネルディスカッション

定員
150名
入場無料

消費者団体訴訟制度とは、事業者の不当な勧誘や、不当な契約条項等について、国に認定された適格消費者団体が差止請求を行い、消費者被害の発生や拡大を防止する制度です。



!ご存知ですか?

消費者団体訴訟制度ダイヤルのご案内

06-6809-2501

[受付期間] 平成25年1月15日～3月29日

[受付時間] 平日9時～17時(土・日・祝日は除く)

ご自身や身近で起きた事柄に関連し、

●消費者団体訴訟制度とは何ですか

●どういった場合に差止請求が行われるのですか

といったご質問に弁護士・司法書士や、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントなどの消費生活の専門家がお答えします。お気軽にお電話ください。

参加申込方法

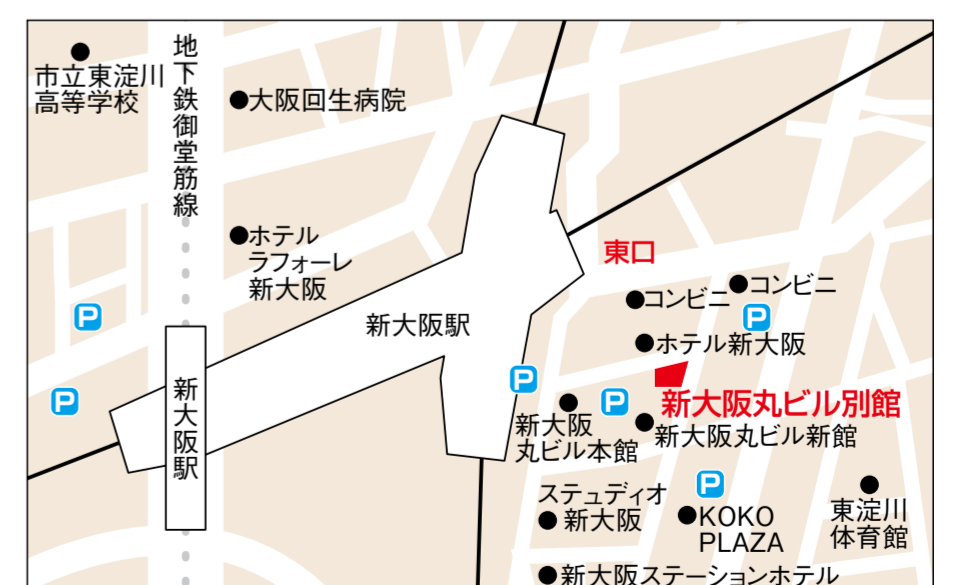
スマートフォンで参加申込される場合、下記のQRコードから参加申込みホームページへアクセス (<https://hs14.wadax.ne.jp/~kc-s-or-jp/form2013/>)し、必要事項を入力の上、お申込みください。受付後、「参加証」を郵送させていただきます。

詳しくは06-6945-0729(特定非営利活動法人消費者支援機構関西内シンポジウム事務局)までお問い合わせください。

その他、電話やFAX、消費者庁HPからも申込みしていただけます。



会場ご案内図



大阪市東淀川区東中島1-18-22 丸ビル別館

アクセス/JR新大阪駅東口より 徒歩2分

地下鉄御堂筋線新大阪駅⑤、⑥番出口より徒歩8分

※お車でお越しの場合、近隣の有料駐車場をご利用ください。

